

新規登録団体の方へ

※登録は年度ごとに更新が必要となります。次年度も引き続き登録をご希望される場合は、毎年1月～2月頃にご案内する更新手続きを行ってください。

市民活動団体登録をされた団体は、次のようなサービスを受けることができます。
詳細は「市民活動支援センター 利用の手引き」を合わせてご覧ください。

<施設・設備などの支援>

- ・全自動印刷機、大判印刷機、紙折り機等の利用（印刷には所定の印刷代金がかかります。）
- ・団体打合せ室の利用（短時間の打合せ目的での利用に限る。）
※原則予約制。予約は2ヵ月後の末日まで可能。予約は1団体につき1回分。（複数予約は不可）
- ・2階集会室の利用料減免（50%）
- ・登録団体用メールボックスの利用
- ・（希望により）団体のファイルを作成し本棚に設置
- ・（希望により）登録団体用ロッカーの利用（数に限りがあります。※）
※毎年の登録更新時に次年度の利用希望を募ります。このとき、利用希望がロッカー数を上回った場合は抽選となります。更新手続き以後は空きがあれば先着順となります。

<情報支援やセミナー開催などの支援>

- ・かすがい市民活動情報サイトの登録・利用（利用を開始する場合は申請が必要です。）
- ・かすがい市民活動情報サイトの利用についてのサポート
- ・市民活動団体向けの助成金等に関する情報の提供（メール等）
- ・団体の決算書類の作成等についてのセミナー、様々な資金集め方法についてのセミナーなど、さまざまなセミナーへの参加
- ・団体のPRとして格好の場となる「パネル展示」などのイベントへの参加(※)
※登録団体を支援する目的で活動している「ささえ愛センター市民交流会議」の主催事業です。
- ・団体の日頃の活動を皆様に伝える年に一度のお祭り「ささえ愛センターまつり」への参加

<その他>

- ・登録の有無に関わらず、ボランティアやNPOに関する相談
専門的な内容の場合、先輩NPO法人の代表者や税理士等をご紹介して対応します。
- ・市役所本庁の市民活動推進課で管理している備品（音響機器等）の借用申請が可能
（お申込み・お問い合わせ等は市民活動推進課で行ってください。）
- ・総合福祉センターの一部設備について、総合福祉センターのボランティア団体登録がなくても利用が可能（お申込み・お問い合わせ等は総合福祉センターで行ってください。）